

サイバーセキュリティトレーニングサービス利用約款

このサイバーセキュリティトレーニングサービス利用約款（以下「**本約款**」といいます）は、株式会社網屋（以下「**当社**」といいます）が提供するサイバーセキュリティトレーニングサービス（以下「**本サービス**」といいます）の利用に関する条件を定めることを目的とします。

本サービスの利用を当社（または当社の販売代理店経由で）に申込み、本約款第3条第1項に従って本サービスの利用契約を締結した当事者（以下「**契約者**」といいます）は、本サービスの申込時に本約款記載の本サービスの利用条件に同意したものとみなされます（本約款にご同意いただけない契約者は、本サービスを利用することができません）。

第1章 総則

第1条（適用）

1. 本約款は、契約者による本サービスに関わる一切の事項に適用されます。
2. 当社と契約者が本約款以外の本サービスに関連する契約（以下「**個別契約**」といいます）を締結した場合、その個別契約は本約款の一部を構成するものとします。尚、個別契約において、本約款に定めのない本サービスに関連する事項または本約款と異なる事項が合意された場合、個別契約において特段の定めがない限り、個別契約が優先的に適用されます。
3. 当社から契約者への通知、郵送及びその他のコンタクトは通常到達すべき時期に契約者に到達したものとみなし、その不達により生じる不利益ならびに損害については、契約者の責任とさせていただきます。

第2条（約款の変更）

1. 当社は、本約款を変更することがあります。この場合、契約者の本サービスの利用条件その他利用に関する契約内容は、変更後の約款が適用されます。
2. 当社は、前項の変更を行う場合、事前の通知なく変更することができるものとします。

第2章 サービス利用契約

第3条（契約の締結等）

1. 本サービスの利用契約は、当社が指定する方法（当社の交付した見積書に対する、申込者の注文書交付または当社 WEB ページからの申込み等）で、当社に本サービスの申込みをした契約者に対し、当社がその申込みを承諾した旨を通知したときに成立し、本約款の適用を受けることとなります。本サービスの利用契約と本約款を合わせて、以下「**本契約**」といいます。なお契約者は、本約款に別段の定めがある場合を除き、成立した本契約を解約することはできません。
2. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、本サービスの利用契約を締結しないことがあります。
 - (1) 申込者が虚偽の事実を申告した場合
 - (2) 何らかの理由で、当社が本サービスを提供することが困難な場合
 - (3) 申込者が当社との間で過去に何らかの契約違反をしていた場合
 - (4) 第18条に定める保証、表明に反する事実があった場合、または、確約に反する行為があった場合
 - (5) 当社の同業他社から、または同業他社の依頼に基づいて申込みが行われた場合
 - (6) 本サービスの提供ほか当社の業務遂行に支障がある場合その他当社が本サービスの提供は不適当と判断した場合
3. 当社は、本契約に基づいて、契約者が指定した従業員または役員（以下「**受講者**」といいます）に対して、サイバーセキュリティトレーニング（以下「**トレーニング**」といいます）を実施します。実施にあたっては、契約者と当社との協議により事前に実施要領にて委細を取り決めることがあります。

第4条（契約の解除）

1. 契約者または当社は、相手方が次の各号のいずれかの一つに該当した場合、有責当事者に何らの通知を要せず直ちに本契約の全部または一部を解除できるものとします。
 - (1) 手形または小切手が不渡りとなった場合

- (2) 差押え、仮差押え、仮処分または競売の申し立てがあったとき、または、租税滞納処分を受けた場合
 - (3) 破産、会社更生、民事再生または特定調停その他これらに類似する倒産の手続開始の申し立てがあった場合、または、清算手続を開始した場合
 - (4) その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合
 - (5) 解散または本契約の履行に係る事業の全部または重要な一部の廃止または第三者への譲渡を企図した場合
 - (6) 監督省庁より営業の取消・停止処分等を受けた場合または転廃業しようとした場合であって、本契約を履行できないと合理的に見込まれるとき
 - (7) 第18条に定める保証、表明に反する事実があった場合、または、確約に反する行為があった場合
2. 当社は、契約者の責に帰すべき事由により本契約に基づく債務が履行されず、契約者へ相当の期間を定めて催告したにも拘らず、なおその期間内に履行されない場合、本契約の全部または一部を解除することができます。但し、当該期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではありません。
 3. 契約者は、第1項各号のいずれかに該当した場合または前項に定める催促をしても債務を履行しなかった場合、当然に期限の利益を失い、当社に対して負担する一切の金銭債務を直ちに弁済しなければなりません。

第3章 サービスの提供

第5条（本サービスの提供及び停止）

1. 当社は契約者に対し、本契約に基づき善良な管理者の注意をもって、本サービスを提供します。
2. 当社は以下のいずれかの事由があると判断した場合、契約者へ事前に通知することなく本サービスの全部または一部の提供と停止または中断することができるものとします。
 - (1) 地震、落雷、火災、停電または天災等の不可抗力により本サービスの提供が困難となった場合
 - (2) コンピュータまたは通信回線等が事故により停止した場合
 - (3) その他、当社が本サービスの提供が困難と判断した場合
3. 当社は、本サービスの提供の停止または中断により、契約者または第三者が被ったいかなる不利益または損害についても、一切の責任を負わないものとします。

第6条（再委託）

1. 当社は、本契約に基づき提供する本サービスに関する業務の全部または一部を当社の責任において、第三者（以下「再委託先」といいます）に再委託できるものとします。
2. 前項に基づく再委託について、再委託先の選定、監督並びに再委託先の委託業務の結果に関しては、当社が契約者に対する一切の責任を負うものとします。

第7条（本サービスに係る知的財産権及び利用条件）

1. 本サービスにおいて当社が提供するソフトウェア及びコンテンツ等に関する著作権、特許権、商標権及びその他のすべての知的財産権は、当社または当社に対してその使用权を認めた原権利者が有するものであること、及び、契約者には当該知的財産権の対象について、本契約に従ってそれを使用することのみが認められており、それ以外の権利は一切付与されないことを契約者は了解しているものとします。
2. 契約者は、以下の各号に従って、本サービスの一部として当社が契約者に提供するソフトウェア等を含む本サービスにより得られた成果等を使用及び利用するものとします。
 - (1) 本契約に基づき、受講者に対して当社が実施したトレーニングについて、契約者は受講者に対し、トレーニングで習得した成果を契約者のためにのみ利用させることができます。なお、当社は当社のカリキュラムに従ってトレーニングを実施し、受講者がその内容を習得できるよう最善の努力を尽くしますが、受講者による習熟度合いについては個人差が存在するため、当社は受講者による完全な習得を保証するものではありません。
 - (2) 契約者は、自己の従業員または役員であっても、受講者以外の者には受講者の習得した成果を契約者のために利用させることはできません。従って受講者のトレーニングの成果を受講者以外の自己の従業員または役員に利用させるためには、契約者が本サービスを新規に申し込み、当該役員または従業員を新規受講者としてトレーニングを受けさせなければなりません。

- (3) 契約者は、受講者がトレーニングを含む本サービスによって習得した成果を契約者以外の者（契約者の子会社その他グループ会社を含みます。）のために利用することを（受講者の在籍中だけでなく退職後についても）禁止するものとします。
- (4) 契約者は、本サービスにつき、改変、改造、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルしてはならず、かつ第三者にそれらの行為を行わせてはならないものとします。それらの行為に起因して本サービスに何らかの障害が生じた場合、当社は当該損害に関して一切の責任を負わないものとします。
- (5) 契約者は、当社の書面による事前の承諾を得ることなく、本サービスの全部または一部を第三者へ賃貸、貸与、販売もしくは譲渡し、または担保権を設定し、その他の処分をしてはならないものとします。
- (6) 当社は、契約者が本サービスを利用することによって「契約者のシステム、ネットワーク等について万全のサイバーセキュリティを達成し維持できるようになること」を保証するものではなく、また、「受講者が契約者のために万全のサーバーセキュリティを保持できるようにする能力を習得できること」を保証するものでもありません。
- (7) 当社は、本サービスにおいて使用されるソフトウェアに関して、明示的にも、黙示的にも、一切の保証を行いません。すなわち、当社は、当該ソフトウェアが第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証するものではなく、また、当該ソフトウェアにバグ及びシステム仕様上の解釈の相違が内在しないことを保証するものでもなく、本サービスの機能が契約者の特定の目的に適合することを保証するものでもありません。従って、例えば当該ソフトウェアにバグがあったために第5条第2項第(3)号の場合に該当することとなっても、同条第3項が適用されます。
- (8) 当社は、本サービスに関連する盗用、物理的な紛失、盗難、事故及び誤用等に起因する契約者の損害についても賠償責任を負いません。

第8条（禁止行為）

契約者は、本サービスの利用において、以下の各号の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 当社または第三者の著作権、特許権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または、侵害するおそれのある行為
- (2) 当社または第三者の財産、プライバシーまたは肖像権を侵害する行為、または、侵害するおそれのある行為
- (3) 当社または第三者を差別、誹謗、中傷または侮辱し、第三者への差別を助長し、または、当社または第三者の名誉または信用を毀損する行為
- (4) 第三者の保有するコンピュータに対して多数回にわたって接続行為を繰り返し行い、もって当該コンピュータを利用困難な状態におく行為
- (5) 本人の同意を得ることなく、または、詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為
- (6) 当社または第三者が保有する情報を改ざんまたは消去する行為
- (7) 当社または第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (8) 当社または第三者の設備等の利用、運営に支障を与える行為、または、与えるおそれのある行為
- (9) 有害なコンピュータプログラム等を送信する行為、または、送信するおそれのある行為
- (10) 当社の事前の書面による承諾無く、本サービスの全部または一部を録音、録画、撮影する行為
- (11) 契約者が契約者の顧客に提供するサービス（有償、無償を問わず営利目的または付加価値サービスとして第三者へ提供されるサービス）の一部分または一環として本サービスを利用する行為
- (12) 契約者が受講者以外の者にトレーニングの成果を利用させる行為
- (13) 他の契約者またはその他第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
- (14) 上記各号の他、本サービスの利用に際し、適用ある全ての法令（契約者の住所のある国の法令のみならず、適用ある場合にはGDPR（EU一般データ保護規則）等の国外の法令を含みます。）または公序良俗に違反する行為、当社の信用を毀損し、もしくは、当社の財産を侵害する行為、または、第三者に不利益を与える行為
- (15) 第三者に、前各号のいずれかに該当する行為をなさしめ、または、当該第三者の当該行為が存在することを知りながら適切な措置を講じることなく放置する行為

第9条（当事者間解決の原則）

1. 契約者は、第三者の行為につき、前条各号のいずれかに該当すると判断した場合は、当該第三者に

対し、直接要望等を通知するものとします。

2. 契約者は、自己の行為につき、前条各号のいずれかに該当するとして当社または第三者から何らかのクレームが通知された場合、自己の責任と費用負担において当該クレームを処理解決するものとします。

第10条（トラブル処理）

当社は、契約者による行為が第8条の各号のいずれかに該当すると判断した場合または前条第2項のクレームに関するトラブルが生じたことを知った場合、本サービスで提供する機能の一部または全部の停止、または第4条に基づく契約の解除等、当社が適当と判断する措置を講じることができるものとします。

第11条（自己責任の原則）

1. 契約者は、本サービスの利用により習得したサイバー攻撃手法等の情報について、その使用及び管理に責任を持つものとします。契約者の責に帰すべき事由により、これらの情報が契約者によって使用されたことに起因して、①第三者に損害を与えた場合、②当社に損害を与えた場合、または③第三者からクレーム、損害賠償等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。
2. 本サービスは、契約者の指定する受講者における、すべてのトレーニング効果（URL リンクへのアクセスや添付ファイルの開封を検出すること等を含む）を保証するものではありません。
3. 本サービスにおいて確認されたトレーニング結果に対して、当社が推奨する対処方法は、その結果を保証するものではありません。また、当社が推奨する対処方法の実施は、契約者の責任において実施されるものとし、対処の実施の結果に当社は一切の責任を負いません。

第12条（契約者固有の情報）

当社は、契約者が本サービスの利用に際し、自ら登録、入力した契約者固有の情報について次の各号のいずれかに該当する場合、正当な範囲で参照、閲覧（当該各号において定める場合には第三者に開示することを含む）できるものとします。なお、契約者固有の情報を当該各号の定めに基づく目的以外の目的では利用しません。

- (1) 当社が本サービスを提供または運営する上で必要となる範囲（設備の維持、サービスの提供等）において、契約者固有情報を利用する場合
- (2) 刑事訴訟法第218条その他同法または犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制的処分その他裁判所の命令または法令に基づく強制的な処分が行われた場合において、当該処分の範囲で開示する場合
- (3) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条に基づく開示請求の要件が充足された場合において、当該開示請求の範囲で開示する場合
- (4) 生命、身体または財産の保護のために必要があると当社が判断した場合において、当該保護のために必要な範囲で利用、開示する場合

第13条（秘密情報の取扱い）

1. 本契約において、「**秘密情報**」とは、以下の情報をいうものとします。
 - (1) 秘密である旨の表示をした書面（電子的形式を含む）で開示された相手方固有の業務上、技術上、販売上の情報
 - (2) 秘密である旨明示して口頭またはデモンストレーション等により開示された相手方固有の業務上、技術上、販売上の情報であって、開示後30日以内に相手方に書面（電子的形式を含む）で提示された情報
 - (3) サービス利用に関する契約内容（但し、本約款及び当社ホームページに掲載されているサービス内容を除く）
 - (4) 個人情報（「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項に定めるものをいう）及び当該個人情報の開示のために開示された資料（第3項の資料と同種のものをいいます）
2. 前項に拘らず、次の各号のいずれかに該当することを適切に立証できる情報は、前項における秘密情報から除くものとします。
 - (1) 開示の時点で既に公知のもの、または開示後秘密情報を受領した当事者の責によらずして公知となったもの

- (2) 受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
 - (3) 開示の時点で受領者が既に保有しているもの
 - (4) 開示された秘密情報によらずして、独自に開発したもの
3. 当社及び契約者は、相手方から開示された秘密情報（本サービスの提供または利用の過程において知り得た開示者の秘密情報を含む。以下同じ）の秘密を保持し、本サービスの利用のため、または当社において本サービスの運営のために知る必要のある自己の役員及び従業員以外に開示、漏洩してはならないものとします。また、秘密情報の開示のために受領した資料（E-mail 等、ネットワークを介して受信した秘密情報を有形的に固定したものを含み、以下「**秘密資料**」といいます）を善良な管理者の注意をもって保管管理するとともに、第三者に譲渡、提供せず、また当該役員及び従業員以外の者に閲覧等させないものとします。
4. 前項に拘らず、次のいずれかに該当する場合、秘密情報及び秘密資料を当該第三者に開示、提供できるものとします。但し、これらの開示後も当該秘密情報に関する受領者の秘密保持義務は、第2項を条件として存続するものとします。
- (1) 法令等により公的機関への開示を強制された場合（但し、この場合、受領者は法令等により禁止されていない限り事前に相手方に通知するものとし、当該法令等の範囲内で秘密を保持するための措置をとることを当該第三者に要求するものとします）
 - (2) 弁護士、公認会計士等法令上守秘義務を負う者に、受領者の業務上必要とされる範囲内で提供する場合
 - (3) 当社が第6条第1項の再委託先の役員及び従業員であって、本サービスのために知る必要のある者に開示する場合

第14条（責任の限定）

1. 当社が実施要領に従ってトレーニングを実施した結果として、契約者または第三者に損害を与えた場合においても、当社は一切の責任を負いません。
2. 当社は、契約者から指定された受講者等が、本サービスを不正アクセス等と誤認してコンピュータ緊急対応センターまたは警察等の当局への通報、報道機関への公表をしたことにより、お客様または第三者が被った損害に関して一切の責任を負いません。
3. 本サービスの利用にあたり契約者に損害が発生した場合においても、その損害が当社の責に帰することができない事由（次の各号に掲げる事由を含むがこれらの例に限らない）に起因して発生したものであるときは、当社はいかなる法律上の責任も負わないものとします。
- (1) 地震、台風、洪水その他の天変地異、感染症の発生、戦争、内乱、暴動等のいわゆる不可抗力
 - (2) 行政機関または司法機関による業務を停止する旨の命令
 - (3) 通信回線の不具合
 - (4) 契約者の不正または不適切な操作
 - (5) 第三者からの攻撃及び不正行為
4. 契約者または当社（第4条第1項の「有責当事者」）は、本契約の不履行（前各項の場合を除く）、または、第4条第1項第(1)号から第(7)号のいずれかに該当したことにより、相手方に損害が発生した場合、本契約において明示的に免責されている場合を除き、本契約の解除の有無に関わらず賠償責任を負うものとし、当社においては本サービスの利用金額を賠償額の限度とします。但し、有責当事者の責に帰することができない事由から生じた損害、間接損害、偶発損害、当事者が予見すべきであったか否かを問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益及びこれらと同等の性質の損害については、賠償責任の対象には含まれないものとします。

第4章 利用料金

第15条（本サービスの利用料金の支払い）

1. 契約者は、本サービスの利用について、個別に定める支払期日までに本サービスの利用料金及び当該利用料金に賦課されるすべての税を支払うものとします。なお、支払期日が金融機関の休業日にあたる場合は、当該支払期日は前営業日とします。
2. 前項の支払時における金融機関に対する振込手数料等は、契約者の負担とします。
3. 契約者は、本サービスの提供期間満了以前に本契約が終了した場合、それが当社の責に帰すべき事由による場合を除き、すでに当社に支払済の本サービスの残存期間の利用料金の返還は行われなことをあらかじめ了解するものとします。

4. 本サービスの利用料金及び当該利用料金に賦課されるすべての税相当額の算定に関して、1 円未満の端数が生じる場合、当該端数は切り捨てるものとします。
5. 契約者が本サービスの利用契約により生ずる金銭債務の弁済を怠ったときは、当社に対し支払期日の翌日から完済の日まで年利 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。
6. 契約者が利用料金及び賦課されるすべての税相当額を支払期日までに支払わない場合、当社は契約者に催告のうえ、本サービスの提供を停止できるものとします。

第 5 章 一般条項

第 16 条（権利譲渡等の禁止）

契約者は、本サービスの利用契約に基づく権利及び義務を、第三者に譲渡、貸与等しないものとします。

第 17 条（転売の禁止等）

1. 契約者は、本契約に別段の定めのない限り、または当社の事前の承諾のない限り、第三者に対して、本サービスの全部または一部の転売、再販売、サブライセンス等をしないものとします。
2. 本契約は、契約者と当社との間で本サービスの利用契約を直接締結した契約者にそのまま適用されるものであり、契約者が、当社の販売代理店等との間で本サービスの提供に関する契約を締結している場合、本サービスの提供に関する条件は、当該販売代理店等と契約者との間で締結される契約に基づくものとします。この場合において当社は、契約者による本サービスの利用に関して、契約者に対して直接に責任を負うものではありません。但し、契約者は、本約款のうち契約者が直接当社に対して義務または責任を負う規定の適用を受けるものとします。

第 18 条（反社会的勢力等の排除）

1. 契約者は、本サービスの利用契約の締結にあたり、自らまたはその役員（名称の如何を問わず、相談役、顧問、業務を執行する社員その他の事実上経営に参加していると認められる者）及び従業員（事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について権限を有するかまたはそれを代行する者）が、次の各号に記載する者（以下「**反社会的勢力等**」といいます）に該当せず今後も該当しないこと、また、反社会的勢力等との関係を持っておらず今後も持たないことを表明し、保証します。
 - (1) 警察庁「組織犯罪対策要綱」記載の「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等」その他これらに準ずる者
 - (2) 資金や便宜を供与したり、不正の利益を図る目的で利用したりするなど、前号に記載する者と人的・資金的・経済的に深い関係にある者
2. 契約者は、自らまたは第三者を利用して、次の各号に記載する行為を行わないことを相手方に対して確約します。
 - (1) 詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いる行為
 - (2) 違法行為や不当要求行為
 - (3) 業務を妨害する行為
 - (4) 名誉や信用等を既存する行為
 - (5) 前各号に準ずる行為

第 19 条（準拠法及び合意管轄）

本契約は日本法に準拠し、本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

〔履歴〕

2023 年 3 月 31 日	v1.0	制定
2024 年 9 月 25 日	v1.1	改訂